

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくること
によって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動
計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年9月1日～平成33年8月31日までの5年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・計画期間中に1人以上取得すること

女性社員・・・取得率を80%以上にする

<対策>

- 平成28年9月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修の実施
- 平成28年9月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施

目標2：計画的に年次休暇を取得することで、年次休暇の取得促進を図る。

<対策>

- 平成28年12月～ 年休趣旨及び取得促進を社員に説明するとともに、年度途中において取得状況を確認する。
- 平成28年12月～ 取得状況が低い者について状況把握・原因追究を行い、取得向上を図る。

目標3：ノー残業デーを設定するとともに、超過勤務の縮減に努める。

<対策>

- 平成28年12月～ ノー残業デー（毎週水曜）意識付けのための「ノー残業デーメール」の配信を継続的に行う。
- 平成28年12月～ ノー残業デーが実施できなかった場合、その理由及び対応策を検討する。